新潟県有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業実施要領

制定　平成２５年５月２日　環企第１６７号
改正　平成２６年２月２１日　環企第１０５９号
改正　平成２８年３月２９日　環企第１１９０号
改正　平成２９年３月２２日　環企第１３４７号
改正　令和２年１０月５日　環企第　９９８号
改正　令和４年３月３０日　環企第１３８８号

（趣旨）

第１　有害鳥獣捕獲の担い手緊急確保補助事業（以下「補助事業」という。）は、市町村が行う有害鳥獣捕獲の担い手確保に必要な経費の一部を補助することにより、有害捕獲の担い手確保を推進するものである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人の動きが制限され、野生鳥獣の生息数の増加や生息範囲の拡大が懸念されていることから、更なる担い手の確保が必要である。

この要領は、補助事業の実施について、新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年新潟県規則第 7 号。以下「規則」という。）及び新潟県自然共生関係補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業の範囲）

第２　補助事業を実施する者（以下「事業主体」という。）、補助対象事業費及び補助率は、別表１のとおりとする。

（事業計画書の提出）

第３　事業主体は、他の事業及び関係機関等と十分な調整を図った上で、当該年度の事業に係る具体的内容について、事業計画書（様式１）を作成し、知事が別に定める日までに提出する。

２　知事は、１により提出された事業計画について、内容を審査し、適切であると認める場合に承認する。

３　事業主体が、事業計画書を変更する場合は、上記に準じて行うものとする。

（県の助成措置）

第４　県は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費の一部について、事業主体に補助金を交付する。

（達成状況報告）

第５　事業主体は、事業実施年度の翌年度から３年間、各年度における支援対象者の鳥獣の管理を目的とする捕獲への参加状況を調査し、達成状況報告書（様式２）に取りまとめ、当該年度の翌年度の５月末日までに知事に報告する。

（改善措置等）

第６　事業主体は、支援対象者の鳥獣の管理を目的とする捕獲への参加が低調な場合、改善措置を実施し、その結果を改善措置実施報告書（様式３）に取りまとめ、知事に報告する。

２　事業主体は、改善措置を実施した場合、改善措置を実施した翌年度から起算して３年間、改善措置に対する達成状況を１に準じて知事に報告する。

３　知事は、事業主体が改善措置を実施しようとするときには、必要に応じて指導・助

言できるものとし、また、１の報告に基づき必要な措置を講じる。

（補助金の適正な執行の確保等）

第７　事業主体は、助成を受けようとする者から、支援申請予約書（様式４）を提出させ、支援対象者数及び事業費を把握の上、事業計画書を作成する。

２　事業主体は、事業の実施にあたり、助成を受けようとする者から、支援申請書（様式５）を提出させ、支援対象者数及び事業費の管理に努めるものとする。

３　事業主体は、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後においても必要な措置を講ずるものとする。

４　知事は、事業主体に対して、事業実施に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて、指導、助言、調査等を行う。

（補助事業の検査）

第８　事業主体に対する補助事業の検査は次によることとし、必要書類等については検査時に準備するものとする。ただし、知事が次に代わるものとして認めた場合には、その書類等によることができる。

（１）補助金交付申請時に添付する、事業計画書に記載する人数の、第１種銃猟免許新規取得者、ライフル銃新規許可者、ライフル銃射撃練習者ごとの氏名及び支援対象経費の一覧表及び添付資料一覧表、ライフル銃射撃練習者を補助する場合は、市町村から県外ライフル射撃場までの距離の一覧表

（２）第１種銃猟免許新規取得者にあっては、狩猟免許、銃所持許可証、有害鳥獣捕獲協力承諾書（様式６の１）及び支出命令決議書の写し、ライフル銃の新規所持許可者にあっては、銃所持許可証、有害鳥獣捕獲協力承諾書（様式６の１）及び支出命令決議書の写し、ライフル銃射撃練習者にあっては、ライフル銃の銃所持許可証、有害鳥獣捕獲協力承諾書（様式６の２）、ライフル銃の射撃練習の実績を示す書面（様式７）、支出命令決議書、ライフル射撃場使用料又はライフル銃の射撃講習受講料の領収証の写し及び市町村が事業主体となるツキノワグマ、イノシシ又はニホンジカを対象とした鳥獣の管理を目的とする捕獲に従事したことを証する書類
　ただし、狩猟免許、銃所持許可証については、支援対象となるものの写しとする。

（３）支援金を受領した者の次の経費の領収証の写し
　①狩猟免許試験時の健康診断料
　②銃所持許可時の射撃教習受講料及び健康診断料
　③ハンター保険料

（４）その他検査者が必要と認める書類

（交付決定の取消し等）

第９　知事は、要綱第７に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当するとき、規則第４条第１項の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

（１）規則、要綱又はこの要領の規定に違反したとき

（２）不正又は虚偽の申請等不適当な行為をしたとき

（３）支援対象者が事業実施年度の翌年度から３年以内に鳥獣の管理を目的とする捕獲に参加しなかったとき

２　知事は、１の取消しをした場合で、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるもの

とする。

附則
　要領第３の規定にかかわらず、平成２５年度の計画書の提出については、知事が別に定める日までに提出するものとする。

附則
　この要領は、平成２６年４月１日より施行する。

附則
　この要領は、平成２８年４月１日より施行する。

附則
　捕獲技術向上について、県内ライフル射撃場が始業した場合、始業日以降は補助の対象としない。

附則
　この要領は、平成２９年４月１日より施行する。

附則
　この要領は、令和２年１０月５日より施行し、令和２年４月１日から適用する。

附則
　この要領は、令和４年４月１日より施行する。

別表1

事業種目	事　業　内　容	補助率	支　援　対　象　者	事業主体
捕獲者確保	第１種銃猟免許の新規取得、猟銃の所持許可に要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費	当該事業に要する経費の1/2以内	事業年度内に、新規に第１種銃猟免許を取得した者、又は、猟銃の所持許可証の交付を受けた者で、かつ、市町村内の鳥獣の管理を目的とする捕獲＊に協力することを承諾した者	市町村
	ライフル銃の新規所持許可申請に要する経費に対して、市町村が補助するのに要する経費		事業年度内に、新規にライフル銃の所持許可証の交付を受けた者で、かつ、市町村内の鳥獣の管理を目的とする捕獲に協力することを承諾した者	
捕獲技術向上	ライフル銃の射撃練習に要する経費（交通費）に対して、市町村が補助するのに要する経費	当該事業に要する経費の1/2以内	市町村長が推薦する捕獲の中核を担う者（新規にライフル銃の所持許可を申請する者を含む）で、かつ、市町村が事業主体となるツキノワグマ、イノシシ又はニホンジカを対象とした鳥獣の管理を目的とする捕獲に協力することを承諾した者	市町村

その他

１　「捕獲技術向上」に関する支援対象者の要件
以下のすべてを満たし、市町村長が推薦する者
・市町村が事業主体となるツキノワグマ、イノシシ又はニホンジカを対象とした鳥獣の管理を目的とする捕獲に従事した者
・かつ、事業年度内に、ライフル銃の射撃技術向上のため、県外ライフル射撃場において、射撃練習を行った者及び新潟県公安委員会が指定する県外ライフル射撃場においてライフル銃の射撃教習又は技能講習を受けた者

２　補助対象となる経費
(1)捕獲者確保
以下の経費を補助。ただし、54,000円/人を上限
①狩猟免許　　健康診断料
②猟銃の所持許可　　射撃教習受講料、健康診断料（所持許可申請時のもの）
③保険料　　ハンター保険料

(2)捕獲技術向上
以下の経費を補助。ただし、1往復につき5,000円、2往復、10,000円/人を上限
・射撃練習を行った者が負担した県外ライフル射撃場までの交通費
・射撃教習又は技能講習を受けた者が負担した新潟県公安委員会が指定する県外ライフル射撃場までの交通費
・事業主体の役所、役場本庁舎若しくは支所から県外射撃場までの往復の距離を通算し、１km未満の端数を切り捨てた後、県が別に定める１km当たりの単価で積算するものとする。

＊:鳥獣の管理を目的とする捕獲とは、鳥獣保護管理事業計画に定める鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とするもの及び第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする捕獲が該当する。